

虐待防止委員会 運用指針

1, 虐待防止に関する基本的な考え方

当法人では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと障がい者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努める。

2, 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置

① 具体的な協議内容

- 各事業所内等で虐待や不適切な対応について現状把握及び改善についての検討
- 「虐待の分類」について職員に周知をすることと定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく

- 「虐待発見チェックリスト」の結果による調査を適宜実施
- 虐待に関する職員全体への研修または指導に関すること
- 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- 虐待について職員が相談・報告ができる体制整備に関すること
- 市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

② 虐待防止委員会の構成員

- 管理者
- サービス管理責任者

③ 虐待防止委員会の開催 1年に1回以上開催(必要時は随時開催)

3, 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

支援に関わるすべての職員に対して、虐待防止と人権を尊重した支援の励行について職員教育を実施する。

- 定期的な研修を年 1回以上実施(外部での研修に参加も可)
- その他必要な研修の実施

4, 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

① 虐待が発生してしまった場合の対応

○速やかに市町村に報告するとともに、虐待防止担当者に報告。(虐待者が担当者本人であった場合は管理者へ報告)その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であった場合は、役職位を問わず厳正に対処する。緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命を優先する。

○上記の報告を踏まえ、委員会にて「チェックリスト」による調査を実施。虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告する。

5, 虐待発生時の対応に関する基本方針

① 虐待防止委員会の実施

○委員会は、虐待防止に関する法人施設内での協議事項が生じた都度に随時開催する。

○会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

○事故等の問題が虐待につながるような場合は、リスクマネジメント検討委員会ではなく虐待防止委員会において対応する。

② 利用者や家族に対する説明

○不適切な対応や虐待の内容・目的・理由又は時間帯・期間・場所に向けた 取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

附則) 1. この指針は、令和 4 年 4 月 1 日より実施